



令和3年 (2021年) 4月21日(水)

No. 15398 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.jp/

目次

☆商標法の「現代化」の2つのかたち - ドイツ「商標法現代化法」と米国「商標現代化法」 - (1)

☆特許庁人事異動..... (6)
☆[春宵一刻] 絹糸とレーヨン..... (10)
☆日本弁理士会著作権委員会 研究レポート No.8 (11)
☆イノベーション・ブランド構築に資する意匠法改正~令和元年改正~ (12)

商標法の「現代化」の2つのかたち

- ドイツ「商標法現代化法」と米国「商標現代化法」 -

大野総合法律事務所
弁護士 山口 裕司

1 はじめに

それぞれの国にはそれぞれの法があり、法の継受といった影響を与えながらも、それぞれ独自の発展を遂げている。比較法の観点から外国の立法動向を眺めるのは、いわば惑星探査をして自分たちが住む地球と比較するような楽しみがある。

さて、EUでは、「商標に関する加盟国の法規を接近させるための2015年12月16日の欧州議会及び理事

会指令((EU) 2015/2436)」(以下「EU商標指令」という。)の国内法化の期限が2019年1月14日(EU商標指令45条については2023年1月14日)までと定められており、ドイツでは、2018年12月11日に「商標に関する加盟国の法規を接近させるための2015年12月16日の欧州議会及び理事会指令を国内法化するための法律」が制定されたが、この法律には「商標法現代化法(Markenrechtsmodernisierungsgesetz

M&M 三好内外国特許事務所

MIYOSHI & MIYOSHI

情報社会の魁となるスマート知財を開発します

東京 虎ノ門

京都

所員数 約200名

在籍弁理士 53名

www.miyoshipat.co.jp

会長

弁理士 三好 秀和

副会長

知的財産フロンティア研究所 所長

弁理士 高橋 俊一

所長 兼 CEO

弁理士 伊藤 正和

上席副所長 兼 COO

弁理士 高松 俊雄

上席副所長

知的財産戦略研究所 理事長

弁理士 澤井 敬史

グローバル知的センター センター長

弁理士 原 裕子

訟務室室長

弁理士 廣瀬 文雄

副所長

弁理士 橋本 浩幸

弁理士 工藤 理恵

弁理士 森 太一

弁理士 西澤 一生

上席所長代理

弁理士 松本 隆芳

弁理士 大淵 一志

所長代理

弁理士 河原 正子

弁理士 渡邊富美子

弁理士 須永 浩子

弁理士 木村 達哉

常勤相談役

弁理士 豊岡 静男

特別相談役

弁理士 寺山 啓進

顧問 梶井 隆

弁理士 細川 寛

弁理士 堀 雅

弁理士 池田 清志

(中小企業診断士)

弁理士 松波 太郎

弁理士 大森 拓

弁理士 山本 光紀

弁理士 加藤 澄恵

弁理士 高島 信彦

弁理士 安藤 直行

弁理士 洞井 美穂

弁理士 望月 重樹

弁理士 古岩 信嗣

弁理士 山本 貴士

弁理士 魚路 里子

弁理士 山ノ下 智弘

弁理士 山ノ下 勝広

弁理士 安立 卓司

顧問 安原 二良

(京都事務所室長代理)

弁理士 山中 裕子

弁理士 橋元 成央

弁理士 中村 富代

弁理士 栗原 康浩

弁理士 鈴木 吉治

弁理士 山本 哲朗

弁理士 田中 敦

弁理士 日野 光章

弁理士 諫山 太郎

弁理士 大熊 恵美

顧問

弁理士 松永 宣行

弁理士 鹿又 弘子

弁理士 大坂 雅浩

弁理士 辻 徹二

顧問

化学博士 バット・ガイニット

中国弁理士 鍾 晶

(Zhong Jin)

米國弁理士 吉田 正子

知的財産戦略研究所 所長

顧問

顧問 弁護士 榎橋 祐治